

令和7年度 大分県保育実習等旅費支援事業実施要領

1 目的

本事業は、大分県内保育所等への就職を検討している県外の保育士養成施設に修学中の学生が、県内保育所等で就職活動として行う自主実習や見学及び就職の試験や面接を受ける際に必要な旅費を助成することにより保育士や幼稚園教諭の確保・定着を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「自主実習」とは、学生が大分県内保育所等で行う自主的な実習であり、保育士資格取得に必要なカリキュラム上の実習は対象外とする。
- (2) 「保育所等」とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、従事に際して保育士資格を要する児童福祉施設及び従事に際して幼稚園教諭免許を要する幼児教育施設をいう。

3 対象者

対象は、次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者とする。

- (1) 大分県外に居住し、県外の指定保育士養成施設(※)に修学している者であって、県内の保育所等へ就職を希望していること
- (2) 自主実習や見学及び就職の試験や面接に要した費用に対し、本事業以外の補助金・助成金等の交付を受けていないこと
- (3) 大分県公式保育士就業支援サイト「保育おおいた」に会員登録(登録無料)していること

※ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6の規定に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設

4 対象期間

令和7年5月1日(木)から令和8年2月28日(土)までとする。

5 対象経費等

この助成金の交付の対象となる経費及び上限額は、次のとおりとする。なお、各事業は、年度内に1人1回の申請とする。

助成区分	助成対象経費	助成上限額	
就職活動支援事業	県内保育所等で行った自主実習等の就職活動に要した経費 1 居住地と就職活動を実施した保育所等の最寄り駅を往復するために必要な公共交通機関(タクシーを除く。)を使用した交通費の実費 2 宿泊費の実費(最大5泊分)	1 交通費の実費の上限額	
		地 域	上限額
		九州(大分県を除く)	10,000円
		近畿・中国・四国・沖縄	20,000円
		関東・中部	30,000円
北海道・東北	40,000円		
		2 宿泊費の1泊当たりの上限額 10,000円	

面接支援事業	県内保育所等で就職の試験・面接を受ける際に要した経費 1 居住地と就職活動等を実施した保育所等の最寄り駅を往復するために必要な公共交通機関（タクシーを除く）を使用した交通費の実費 2 宿泊費の実費（1泊分）	1 交通費の実費の上限額								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州(大分県を除く)</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>近畿・中国・四国・沖縄</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>関東・中部</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>北海道・東北</td> <td>40,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	地 域	上限額	九州(大分県を除く)	10,000 円	近畿・中国・四国・沖縄	20,000 円	関東・中部	30,000 円
地 域	上限額									
九州(大分県を除く)	10,000 円									
近畿・中国・四国・沖縄	20,000 円									
関東・中部	30,000 円									
北海道・東北	40,000 円									
		2 宿泊費の1泊当たりの上限額 10,000 円								

6 募集人数

募集人数は、予算を超えない範囲の人数とし、原則先着順で受け付けるものとする。

7 申請方法

助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、電子申請、郵送又は持参の方法により、次に掲げる書類を添えて、県内保育所等での就職活動実施後及び面接終了後、令和8年2月28日（土）までに、速やかに申請を行うものとする。

- (1) 大分県保育実習等旅費支援補助金交付申請書（様式1）
- (2) 大分県外の学生であることを確認できる書類（学生証の写し、在学証明書など）
- (3) 居住地の確認できる公的証明書（運転免許証など）または公共料金の領収書（電気料、水道料金などの写し）
- (4) 公共交通機関及び宿泊先等への支払いを証する書類
- (5) 面接・自主実習等実施証明書（様式2-1または様式2-2）
- (6) 振込先口座情報がわかる書類（通帳の写しなど）
- (7) 自主実習等の就職活動後のアンケート（面接支援事業は除く）（様式3）

8 交付決定等

大分県社会福祉協議会長（以下、「県社協会長」という。）は、提出された書類を審査し、適当と認めるときは、助成金決定通知書（様式3）により申請者に通知する。

また、助成金は、申請者が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

9 交付決定の取消等

県社協会長は、申請及び交付において、虚偽又は不正が判明したときは、交付決定を取消し、申請そのものを無効とすることができる。また、交付額全額を返還させることができるものとする。

10 個人情報

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、大分県社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適正に管理する。

11 その他

- (1) 県社協会長は、助成金の交付を受けたものに卒業後の進路に関する調査を行うものとする。
- (2) この要領に規定するもののほか、必要な事項は、大分県社会福祉協議会長が別に定める。